

都市部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和7年4月18日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する令和6年4月1日から令和7年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日

額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、横須賀市空家等対策協議会委員報酬について、令和6年7月26日開催分が同年9月13日、令和7年1月31日開催分が同年3月13日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(まちなみ景観課)

(2) 財産管理に関する事務

本公郷ハイム用地における公有財産使用承認について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る事務処理が行われていないもの（街路防犯灯3基）があった。また、同用地における行政財産目的外使用許可について、現況（許可電柱への電話線の共架8基）と異なる内容（許可電柱への電話線の共架7基）で行政財産目的外使用許可申請及び使用許可がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

(市営住宅課)